

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	蓮田市西新宿会館の使用内容の変更許可		
根拠法令 及び条項	蓮田市西新宿会館設置及び管理条例 第8条、第9条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】 （※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） （使用許可） 第8条 会館の施設等を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。 （使用の制限） 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、会館の使用を許可しないものとする。 （1） 公の秩序又は風俗を乱すおそれのあるとき。 （2） 公益を害するおそれのあるとき。 （3） 営利目的をもって催し等を行うおそれのあるとき。 （4） その他管理上支障があると市長が認めたとき。		
審査基準 設定年月日	令和6年 3月15日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第2号に該当） （理由：個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、標準処理期間を定めることは困難であるため）		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	環境経済部 自治振興課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。